

在宅利用に関する届出

1. 在宅でのサービス利用

- 対象サービス
就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型
- 利用者・事業者の要件を満たす場合は在宅でのサービス利用が可能ですが、利用にあたっては事前に届出が必要です。届出前のサービス提供は不可。
- また、在宅と通所の支援を組み合わせることも可能です。

（1）利用者の要件

- 在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した者

在宅利用に関する届出

1. 在宅でのサービス利用

（2）事業所の要件

- ① 運営規程において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記していること
- ② 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューを確保すること
- ③ 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成、作業活動、訓練等の内容又は利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も可能であること
- ④ 緊急時に対応できること
- ⑤ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること
- ⑥ 事業所職員による訪問、利用者の通所または電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと
- ⑦ 原則として、月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問または利用者による通所により、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと
- ⑧ ⑥が通所により行われ、あわせて⑦の評価等も行われた場合、⑦による通所に置き換えて差し支えない

在宅利用に関する届出

2. 注意点

- ① 利用者や事業所の都合により通所できない場合のために、在宅利用を活用する制度ではありません。利用者が在宅利用により訓練の効果がより認められる場合に届出を提出してください。
- ② 在宅利用の開始前に必ず届出を提出してください。
- ③ 届出書の日付を利用開始日の基準とします。届出書の日付は送付する日を記載してください。（届出書の日付と受付日に乖離がある場合は、訂正を依頼することがあります。）
- ④ 緊急時に対応できることが要件となっています。利用者の居所が遠方である場合は在宅利用を認められない場合があります。



3. 届出先

運営規程の変更に関する届出先

〒650-0032

神戸市中央区伊藤町111 神戸商工中金ビル4階

神戸市行政事務センター 介護・障害サービス係

・ URL <https://ttzk.graffer.jp/city-kobe/business>

利用者に関する届出先

受給者証を発行している区役所（支所）

詳しくは、下記ホームページをご確認ください。

・ URL https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/shuro/zaitakuriyo_hennko.html

ホーム > 事業者の方へ > 各業種へのご案内 > 障害福祉事業 > 就労系障害福祉サービスでの在宅利用の取扱い